

令和6年度 大阪地方労働審議会

第1回大阪府男子既製洋服製造業最低工賃専門部会

議事要旨

- 1 日 時 令和7年1月17日（金）
午後1時18分～同3時48分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者 公 益を代表する委員 2名
家内労働者を代表する委員 2名
委 託 者を代表する委員 2名
- 4 議 事
 - (1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について
 - (2) 大阪地方労働審議会 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃専門部会運営規程等について
 - (3) 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定等について
 - (4) その他
- 5 議事要旨
 - (1) 最低工賃専門部会において、部会長の選任及び部会長代理の指名が行われた。
 - (2) 大阪地方労働審議会大阪府男子既製洋服製造業最低工賃専門部会運営規程等について事務局から説明を行った。
 - (3) 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定等について、以下のとおり審議が行われた。
 - ・最低工賃の改定については、最低賃金の改定状況や物価の上昇を踏まえつつ、「委託者の過度の負担」や「家内労働者への委託の減少やとり止めのきっかけ」となることがないよう配慮する必要があること。
 - ・「相当な乖離」がある工程については、約定工賃の最低額を改正最低工賃額とする場合における、現在の最低工賃からの引上げ率を降順に見ると、33.33%の次に大きい数値が24.24%と隔たりがあることから、引上げ

率が30%以上の工程を相当な乖離がある工程として最低工賃を引き上げる対象とすべきであること。

・乖離部分を埋めるに当たっては、前回の最低工賃改正時から現在に至るまでの委託者による自律的な工賃の引上げを評価し、引上げ対象の各工程に係る引上げ額は乖離部分に90%を乗じて得た額とすべきであること。

・このため、背広上衣	肩裏まつり	を35円
	ベントまつり	を43円
	わき裏まつり	を48円
	前裏すそまつり	を59円
	見返し7ミリメートル星入れ	を58円
	ベント止め	を14円
	糸くず取り	を99円

と改定すべきであること。

・適用する家内労働者、適用する委託者は従来どおりとすべきであること。

・効力発生の日は、法定どおりとすること。

(4)以上の審議をもとに、同日付で大阪地方労働審議会会長名により大阪労働局長あて答申がなされた。